

ID: 701

担当部署: こども福祉部 福祉室 生活援護課

処分の概要	職権による保護の変更		
法令名 根拠条項	生活保護法 第25条第2項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (職権による保護の開始及び変更) 第25条 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日